議会改革推進会議会議録

令和２年１０月２０日

亀　山　市　議　会

議会改革推進会議会議録

1　開催日時　　令和２年１０月２０日（火）　午前１０時２６分～午前１０時５６分

2　開催場所　　第１・第２・第３委員会室

3　出席議員　　会　　　長　小　坂　直　親

副　会　長　新　　　秀　隆

草　川　卓　也　　中　島　雅　代　　森　　　英　之
今　岡　翔　平　　尾　崎　邦　洋　　中　﨑　孝　彦
豊　田　恵　理　　福　沢　美由紀　　森　　　美和子
鈴　木　達　夫　　岡　本　公　秀　　伊　藤　彦太郎
前　田　耕　一　　前　田　　　稔　　服　部　孝　規
櫻　井　清　蔵

4　欠席議員　　なし

5　事 務 局　　議会事務局長　井　分　信　次　　議事調査課長　渡　邉　靖　文
村　主　健太郎　大　川　真梨子

6　案　　件　　１．議会改革の取組の報告について

（１）広聴広報機能の充実（議会報告会）について
（２）議会提出議案への市長等の意見表明について
（３）議会の情報化について
（４）所管事務調査結果の報告について
（５）子ども議会の実施について
（６）本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方について

２．議会改革白書２０２０の作成について

（１）検討課題一覧・スケジュールについて
（２）各種委員会・会議の決定事項について

３．その他

7　経　　過　　次のとおり

午前１０時２６分　　開　会

○会長（小坂直親君）　それでは、ただいまから議会改革推進会議を開会いたします。

初めに、議会改革の取組の報告についてでございます。

亀山市議会では、議会基本条例を施行後、議会改革の道を閉ざすことなく継続的に推進するために、この議会改革推進会議と検討部会を設置し、様々な改革を進めてきたところであります。

しかし、今期につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議会の各種会議の開催を最小限にとどめていることから、検討部会におきましても十分な議論ができない状況であります。

本日は、昨年１１月以降１年間の議会改革のまとめとして推進会議を開催しましたので、初めに服部部会長より検討部会の取組について説明をしていただきたいと思います。

服部部会長。

○部会長（服部孝規君）　それでは、ご報告をいたします。

検討部会では、まず本年１月に、改めて議会基本条例制定の経緯や議会のあり方等検討特別委員会の取組、これまでの議会改革の取組などについて再認識する機会を設けました。

続いて、検討課題につきましては、着手中のもの、未着手のものの中から優先度の高いものを取り上げて協議していくこととしましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から会議の開催を控え、結果として１月・２月・１０月の３度しか部会を開催することができませんでした。

それでは、事項書にあります６つの検討課題につきまして、検討状況を説明いたします。

まず、１点目の広聴広報機能の充実（議会報告会）であります。

この検討課題につきましては、昨年１０月の議会改革推進会議におきまして、亀山市議会では所管事務調査の意見交換会を議会報告会として位置づけることとし、完了としましたが、その後、昨年１１月２１日の正・副委員長会議において、所管事務調査における意見交換会の充実のため、１つ、相手方となる団体等に場所がある場合は、委員会が出向いて意見交換会を行うこととする。２、意見交換会は、できるだけ市民に傍聴してもらえるようあらかじめ日時等について周知を図ることを決定し、検討部会においてもこの内容で確認いたしました。

つきましては、完了のカルテにその旨を追記して、本日改めて完了扱いにしたいと思います。会長には、後ほどこの方向でよいか諮っていただきたいと思います。

次に、２点目の議会提出議案への市長等の意見表明であります。

今後、議員提出議案として政策条例が提案される機会が拡大していくことを考慮して、提出議案に対して市長等の意見表明の是非について検討するものです。検討部会で議論した結果、議会からの政策条例の立案に当たっては、条例案の策定作業の中で随時執行部との協議を行っていくので、条例案に市長等の意見は反映されると考えられ、特に意見表明の機会は設ける必要はないとの結論に至りました。

会長には、この問題についても諮っていただきたいと思います。

３点目です。

議会の情報化についてです。現在使用しているタブレット端末については令和３年度での更新を予定しており、令和２年１１月に必要な予算を要求するため、次期タブレットの仕様や運用等についてプロジェクトチームを設置し協議いたしました。５回にわたるプロジェクトチームの協議により、タブレット端末の機種についてはｉＰａｄＰｒｏ１２．９とし、電子会議システムはSide Booksを導入

するとの結論に至りました。また、今回から、システムを導入するとともに、タブレットも見やすさを重視してサイズも大きなものにすること、さらに執行部もタブレットの導入を予定していることから、令和３年度からは、タブレット導入時の目的の一つであるペーパーレス化をより進めていくことになりますので、ご承知おきください。

検討結果の詳細は、別紙資料のとおりです。会長には、この点についても諮っていただきたいと思います。

次に４つ目です。

所管事務調査結果の報告です。

所管事務調査による市長への提言後に、市民、関係団体に対し報告を行うことの是非や、報告を行う場合の開催時期、実施手法等について検討することとなっておりましたが、検討部会として十分な議論ができておりませんので、引き続き検討を重ねていくこととしております。

次に、５点目の子ども議会の実施についてです。

子ども議会の実施に向け、実施手法等を検討するためプロジェクトチームを設置し、協議いたしました。３回にわたる協議により、対象者、実施内容、時期、日程、進め方等について別紙資料のとおり意見がまとまりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、子供や学校のカリキュラム等が大きく影響を受けている状況を鑑み、子ども議会の実施は早くとも令和４年度以降と想定し、一旦は検討を保留するという結論に至りました。

会長には、この点についても諮っていただきたいと思います。

最後に、６点目の本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方についてです。

本条例を施行して１０年が経過しました。当時は、まだ議会基本条例を制定している議会が少なかったわけですが、今では多くの議会が制定をしております。また、社会情勢も変化してきている中で、改めて各条文の内容が現状に合致しているのか、新たな視点の条文が必要ではないのか等を検証する必要があります。

カルテは、条例の検証及び見直し手続の手順書の作成と検証委員会の設置についての２つがありますが、いずれも検討部会でまだ議論ができておりませんので、引き続き検討を重ねていくこととしております。以上です。

○会長（小坂直親君）　服部部会長の報告は終わりました。

この点について、何か確認したいことや意見がございましたら、ご発言をどうぞ。

（発言する者なし）

○会長（小坂直親君）　なければ、お諮りいたします。

まず、広聴広報機能の充実（議会報告会）でございますが、昨年、一旦完了としましたが、先ほどの部会長の説明のとおり、その後、正副委員長会議の決定事項を追加して、改めて完了とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（小坂直親君）　ご異議なしと認めます。そのように決定しました。

次に、議会提出議案への市長等の意見表明でございますが、先ほどの部会長の説明のとおり、市長等の意見表明の機会は設けないものとして完了することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（小坂直親君）　ご異議なしと認め、そのように決定をいたします。

次に、議会の情報化でございますが、次期タブレットの導入につきましては、先ほどの部会長の説明のとおり決定し、検討課題は引き続き継続とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（小坂直親君）　ご異議なしと認め、そのように決定しました。

議員各位には、来年度からペーパーレス化の推進にご理解とご協力をお願いいたします。

次に、子ども議会の実施でございますが、先ほどの部会長の説明のとおり、早くとも令和４年度以降を想定し、一旦は検討を保留としますが、検討課題は引き続き継続とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（小坂直親君）　ご異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、所管事務調査結果の報告及び議会基本条例の見直し・検証の２項目でございますが、先ほどの部会長の説明のとおり、まだ議論ができておりませんので、引き続き継続とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（小坂直親君）　ご異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で、この１年間の議会改革の取組の報告を終わらせていただきます。ご苦労さまでございました。

続いて、議会改革白書２０２０の作成についてでございますが、初めに、検討課題一覧・スケジュールについて事務局より説明いたさせます。

大川主査。

○議会事務局員（大川真梨子君）　Ａ３の資料４をご覧ください。

検討課題一覧・スケジュールですが、既に完了している青色部分の検討課題を含めてお示ししております。

２枚目のオレンジ色の部分が、今期、検討部会で議題とした課題、検討を継続している課題で、この１０月までの経過をお示ししております。

まず、検討課題１０、広聴広報機能の充実（議会報告会の開催）については、昨年、一旦完了としましたが、所管事務調査の意見交換会の実施手法について、正副委員長会議の決定事項をカルテに追記し、検討課題としては改めて完了となります。したがって、本日をもって青色に変わります。

次に、検討課題２５、議会提出議案への市長等の意見表明については、先ほど、推進会議として議会提出議案への市長等の意見表明の機会は設けないことが決定しましたので、検討課題としては完了となります。したがって、本日をもってこちらも青色に変わります。

次に、検討課題４５、議長、常任委員会委員の任期、特に常任委員会委員の任期については、おととしの改選時から先行して議長の任期を２年とし、委員の任期は現行のまま持ち越されましたが、委員の任期については、委員会構成まで踏み込んでの議論が必要であり、今後も検討を継続していくことになっております。

次に、検討課題３６、議会の情報化については、先ほどタブレット端末の仕様等を決定しましたの

で、今後はペーパーレス化を進めるとともに、さらなる情報化を推進するため検討を継続していくことになっております。

次に、検討課題４６、所管事務調査の報告についてですが、所管事務調査の提言後における市民、関係団体への報告を行うことの是非や、報告を行う場合は開催時期、実施手法等について今後も検討を継続していくことになっております。

次に、検討課題４７、子ども議会の実施についてですが、プロジェクトチームで実施手法の素案は作成していただきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、現在、教育委員会や学校との協議が難しいことから、子ども議会の実施は早くとも令和４年度以降を想定し、検討は一旦保留とし、コロナウイルス感染症の終息状況を見て、協議を再開していただくこととなっております。

次に、検討課題１１、公聴会制度についてですが、これは地方自治法に定められている議会の権能の一つとして、審議する議案に係る利害関係者や有識者の意見を聴くことができる制度であり、平成２７年度に、会議への参考人招致の制度と合わせて運用方針等の検討を開始しましたが、委員会での請願者の趣旨説明の制度を確立するために、その根拠となる参考人制度のほうが先行して平成２９年に出来上がりました。このため、公聴会制度については、これから運用方針、手続等について検討を行っていくため継続となっております。

次に、検討課題２７、新たな議決項目の必要性についてですが、平成３０年３月に、総合計画のほかに都市マスタープランを新たに議決事件に追加しましたが、ほかにも議決事件とする計画はないか、今後も検討を継続していくことになっております。

次に、検討課題４、監視及び評価をどのように行っていくのか（通年議会）については、現時点では通年議会は導入せず、必要があれば再び議論をすることとし、検討課題としては継続扱いのまま当面は置いておくことになっております。

次に、検討課題３８、議会事務局の機能強化についてですが、議会改革の推進に当たり、議会事務局の在り方等について、今後も検討を継続していくことになっております。

次に、検討課題４１、議員の政治倫理への対応についてですが、検討内容は政治倫理指針の見直しを行うと記載されております。現在の政治倫理指針が現状に合っていない部分があることから、今後も検討を継続していくことになっております。

最後に、検討課題３１、３３、本条例の目的達成の検証をどのように行っていくのか、内部・外部の検証の在り方についてですが、当市議会では、議会基本条例の各条文ごとに課題を抽出し、優先順位をつけ、検討部会で協議を行ってきておりますが、このことが条例の検証ではなく、条例を施行して１０年が経過し、当時はまだ議会基本条例を制定している議会は少なかったわけですが、今では多くの議会が制定をし、社会情勢も変化してきている中で、改めて各条文の内容が現状に合致しているのか、また新たな視点の条文が必要ではないか等を検証する必要があります。

カルテは、条例の検証及び見直し手続の手順書の作成と検証委員会の設置についての２つがありますが、いずれも検討部会でまだ議論ができておりませんので、引き続き検討を継続していくことになっております。

表の下のほうの色がついていない項目につきましては、未着手ということになっております。検討課題とスケジュールについての説明は以上でございます。

○会長（小坂直親君）　先ほどの説明について、何か確認したいことやご意見等がございましたら、

発言をどうぞ。

（発言する者なし）

〇会長（小坂直親君）　なければ、次に、各種委員会・会議の決定事項について事務局より説明をいたさせます。

大川主査。

〇議会事務局員（大川真梨子君）　それでは、お手元の２０２０議会改革白書に掲載する各種委員会・会議の決定事項まとめ、資料５、この間の１２日の検討部会に出られていた方は資料６をご覧ください。

それでは、順に朗読させていただきます。

（１）議会運営委員会、令和２年２月２０日、質疑・質問を行う際の注意事項について。

令和２年３月定例会から、本会議及び予算決算委員会において、発言通告書に記載した質疑・質問の順序を入れ替える場合は、会議が始まるまでに議長又は委員長に申し出ることとし、かつ、質疑・質問の際には、冒頭に順序を入れ替える旨を述べることとした。

会議におけるマスクの着用について。

令和２年３月定例会から、各会議において、病気等によりマスクを着用する場合は、事前に議長又は委員長にマスク着用の旨を申し出ることとした。また、会議で発言する際は、マスクを外して発言することとした。

４月１３日、新型コロナウイルス感染症対策について。

会議の開催について、緊急性のあるもの（危機管理対策本部会議、代表者会議等）、スケジュールが決まっていて開催する必要があるもの（本会議、議会運営委員会、広聴広報委員会等）を除き、各会議の招集権者の判断で会議の延期や中止の検討を行うこととした。

４月２７日、ここから、新型コロナウイルス感染症対策について、略してコロナ対策についてと言わせていただきます。

令和２年第１回臨時会から、次のとおり運用することとした。

議会の全ての会議はマスク着用とし、議場での発言時もマスク着用のままとする。

委員会室の座席配置は、１人１卓とする。

議場に空気清浄機を設置する。

議場の密を避けるため、執行部出席者は、提出議案に関連する部署に限定する等により職員間の間隔を空けることとし、他の部長級職員は、理事者控室で待機とする。

議場の議員席は動かせないことから、議員間に仕切り板を設置する。

５月１日、コロナ対策について。

令和２年第１回臨時会から、室内換気のため空気清浄機の設置に加え、議場出入口の一部を開放する。理事者出入口と図書室出入口です。

５月２２日、コロナ対策について。

会議はマスク着用としているが、令和２年６月定例会から、市長の現況報告や提案理由の説明、議員の質疑・質問などで発言が長時間に及ぶ場合には、答弁席、質問席の前方にアクリル板も設置していることから、マスクを外しての発言も可とする。

６月８日、コロナ対策について。

６月定例会の総務・教育民生・産業建設常任委員会の一般質問は、緊急性の高い事項についてのみ認めることとし、その判断、進行は委員長に委ねることとする。

８月２０日、コロナ対策について。

令和２年９月定例会から、執行部席に仕切り板を設置し、全員出席することとする。

閉会日における各委員長の所管事務調査の報告については、令和２年度は先進地視察や市民・団体等との意見交換ができなかったため、市への提言は行わなかったが、調査を行った現状把握と課題・問題点を中心に報告することとする。

本会議、委員会等の傍聴者に対し、傍聴受付時に非接触型体温計による検温に協力を求める。検温の結果３７．５度以上の場合は傍聴を遠慮していただくこととする。

９月７日、市の実施機関が執行する事務に関する請願の取扱いについて。学校給食の請願の事例です。

市の実施機関が執行する事務に関する請願について、地方自治法第１２５条及び会議規則第１３６条の規定により、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決した場合についてはこれを請求することとした。また、処理経過及び結果報告の期限は、まずは次期定例会までに一度状況を確認し、一定の方向性が定まった段階で次の報告を求めるという２段階の手順で進めることとした。

９月１８日、休会中に会議を開いた場合の残りの休会の効力について。令和２年９月２３日の事例です。

休会の途中で会議を開いた場合の残りの休会日の効力については、衆議院の考え方により、休会は継続し、残りの休会について議会の議決はしないこととする。

（２）会派代表者会議、２月２８日、コロナ対策について。

委員会及び会派の視察や、外部からの受入れを当分の間中止とした。

３月１３日、コロナ対策について。

「災害及び感染症等の発生時における議会の対応に関する申合せ」の改正を行い、自然災害の場合だけでなく、新型コロナウイルス感染症等に係る市の対策本部等が設置された場合にも、議会危機管理対策本部を設置することとし、新たに、感染症等の発生時や発生のおそれがある場合の議会の対応、議員及び事務局の役割並びに本会議、委員会又はその他の会議の運営について定めた。

８月３日、コロナ対策について。

政務活動による研修会等への参加についても当分の間中止とした。

（３）予算決算委員会、４月２０日、予算決算委員会協議会、予算決算委員会内規の一部改正について。

令和２年第１回臨時会に提案された新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算について、分科会方式によらず全体審査とするため、また、今後、市長選挙時の骨格予算に対する政策予算（補正予算）についても全体審査を可能とするため、予算決算委員会内規第７条第３項（補正予算は分科会審査により行う）に「委員会が全体審査の必要があると認めた場合は、この限りでない。」とするただし書を加えることとした。

（４）正副委員長会議、令和元年１１月２１日、所管事務調査における意見交換について。

令和元年１０月の議会改革推進会議において、議会報告会については、現在、各常任委員会が実施

している所管事務調査の意見交換会を充実・発展させることで、亀山市議会の議会報告会として位置づけることとしたことを受け、今後の意見交換会の実施手法について次の２点を確認した。

相手方となる団体等に意見交換ができる場所がある場合は、委員会が出向いて意見交換会を行うこととする。

意見交換会は、できるだけ市民に傍聴してもらえるよう、あらかじめ日時等について周知を図ることとする。

令和２年４月２０日、コロナ対策について。

令和２年度の所管事務調査は、先進地視察や市民・団体等との意見交換が実施できないことから、可能な範囲で調査・研究は継続するが、市への提言までは行わないこととする。また、所管事務調査に係る委員会の会議は、６月定例会までは開催しないこととする。６月以降の委員会の開催及び調査・研究のまとめ方等については、６月定例会中に開催する各委員会の会議において決定する。

令和２年５月の所管事務事業概要説明及び管内視察は中止とし、概要説明書の提出を受けるのみとする。概要説明書の内容に関し質問がある場合、後日担当部長等の説明を受けるかどうかについては各委員会の判断とする。

８月３日、コロナ対策について。

令和２年度の所管事務調査は、先進地視察や市民・団体等との意見交換が実施できず、市への提言まで行わないことから、ホームページにおける報告書の公表は行わない。

（５）全員協議会、１月２０日、政策条例の立案について。

議会として政策条例「（仮称）子どもの権利に関する条例」の立案に取り組むこととした。政策検討部会で条例案の作成に取り組むこととした。

８月２０日、コロナ対策について。

議会内で新型コロナウイルス感染症が発生した場合、保健所の聞き取り調査に対応できるよう、庁内の会派室や図書室、又は担当部署で議員がほかの議員及び事務局職員以外の者と接触した場合の記録を取るため、接触した場所と接触者の氏名を事務局に報告することとした。

（６）政策検討部会、１月８日、政策条例について。

「（仮称）子どもの権利に関する条例」の立案については、議会として取り組むことを全員協議会に報告することとした。

（７）危機管理対策本部、３月２４日、コロナ対策について。

各議員は毎日検温し、発熱が認められる場合（３７．５度程度以上）は、各種会議への出席及び市役所への登庁を控えることとした。

各議員は議会対策本部設置中、連絡体制を確実なものとすることとした。

４月１３日、コロナ対策について。

新型コロナウイルス感染症対策に関する執行部への要望等については、各議員から直接市の対策本部へ連絡するのではなく、申合せに基づき、議会の対策本部で集約して市に依頼することとする。ただし、内容により議会として執行部に要望できないケース（個人の意見等の場合）もある。

７月１４日、コロナ症対策について。

令和２年９月定例会から、答弁席と質問席の間は、十分な間隔（２メートル以上）があり、また同時に向かい合って発言することはないことから、それぞれ設置していたアクリル板を撤去することと

した。

　説明は以上でございます。

○会長（小坂直親君）　ありがとうございました。

　それでは、先ほどの説明について何か確認したいことやご意見等がありましたら発言をどうぞ。

　福沢委員。

○議員（福沢美由紀君）　会議の公開について確認したいんですけれども、会派代表者会議は公開しなくて、議員も傍聴に行きませんけど、何かこのコロナで作られた、何ていう会議の名前かちょっとすぐ出てきませんけど、会派代表者で構成される会議ありますよね。それも同じ扱いですか。

（「危機管理対策本部」の声あり）

○議員（福沢美由紀君）　それはどうですか。

○会長（小坂直親君）　渡邉課長。

○議事調査課長（渡邉靖文君）　今のご質問は危機管理対策本部のことを言われていると思うんですけれども、これも非公開としております。基本的に正式な協議の場として位置づけておるのは会議規則で位置づけておるものだけで、今非公開となっておるのは、代表者会議と危機管理対策本部と予算決算委員会理事会、これが今非公開の会議となっております。この３つです。

○会長（小坂直親君）　福沢委員。

○議員（福沢美由紀君）　じゃあ、その危機管理の会議も、議員も傍聴はしないということですか。

○会長（小坂直親君）　渡邉課長。

○議事調査課長（渡邉靖文君）　議員の傍聴ということであれば、また危機管理対策本部で議論いただくことになろうかと思います。

○会長（小坂直親君）　ほかに。

（発言する者なし）

○会長（小坂直親君）　なければ、本日確認させていただいた事項も含めて、１年間の議会改革の取組について整理した亀山市議会議会改革白書２０２０を作成し、１０月３０日にタブレットのOneDriveにデータを掲載するとともに、議会図書室と議会事務局の閲覧用冊子を更新させていただきますのでご了承願います。

　その他の項でございますが、本日の案件は以上でございます。ほかに何かありませんか。

（発言する者なし）

○会長（小坂直親君）　なければ、以上で議会改革推進会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午前１０時５６分　　閉　会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

令和　２　年　１０　月　２０　日

会長　　小　坂　直　親